

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 28 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

## 1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

・上川法務大臣、田所法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）稲富修二君（立民）、池田真紀君（立民）、松平浩一君（立民）、寺田学君（立民）、階猛君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 稲富修二君（立民）

- （1）東京オリンピック・パラリンピック競技大会
  - ア 想定される出場選手数及びその入国に際しての出入国在留管理庁の対応
  - イ 水際対策の強化に関する具体的な対応
  - ウ 出場選手の入国時期及び入国審査官の増員についての出入国在留管理庁の見解
- （2）本年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
  - ア 遺族に対する本事案の説明をどのように行ったかの確認
  - イ 説明が直接遺族に対してではなく在日スリランカ大使館を通じて行われたことの確認
  - ウ スリランカ人女性の収容中のビデオを遺族に開示すべきとの考えに対する法務大臣の見解
  - エ 本法案審議中に最終報告を出すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- （3）難民認定
  - ア 外国人の受入れの在り方及び我が国の難民認定率が低いことについての法務大臣の見解
  - イ 3 回以上の難民認定申請を経て難民認定された者の数
  - ウ 現時点で難民認定申請を 3 回以上行っている者の数

### 池田真紀君（立民）

本年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 司法解剖の結果、事件性がないと判断されたか否かの確認
- イ 名古屋出入国在留管理局職員への聞き取り調査
  - a 聞き取り調査の実施の有無
  - b 聞き取り調査の結果報告を反映させた文書
  - c 対応に当たった職員への配慮の必要性
- ウ スリランカ人女性が令和 3 年 1 月 30 日に入国者収容所等視察委員会宛ての提案箱に投函した手紙
  - a 手紙の受渡し状況
  - b 視察委員会による提案箱の開封が遅過ぎたのではないかとこの考えに対する出入国在留管理庁の見解
  - c 視察委員会の年間開催回数
  - d 本事案に関する調査に第三者の立場で参加する者を視察委員会の現委員又は元委員の中から選ぶことを判断した者
  - e 上記 d の判断の理由
  - f 手紙を受領した後の視察委員会の対応
  - g 手紙の内容
  - h 手紙の内容を受けての今後の視察委員会の対応
  - i スリランカ人女性の死亡後も最終報告に対して視察委員会が見解を示すという手続が続けられる

ことの確認

- j 最終報告に対する視察委員会の見解が示される時期
- エ スリランカ人女性の遺族への対応
- a 来日する遺族と法務大臣との面会予定の有無
  - b 遺族がスリランカ外務省から受領した文書が中間報告と同様のものかどうかの確認
  - c 本事案について遺族に説明する方法及び時期
  - d 最終報告が取りまとめられるまでは遺族に説明する予定がないのか否かの確認
  - e 遺族の来日時におけるビデオ閲覧等の要望への対応の可否
  - f 来日する遺族に対し直接又は代理人を通じて説明を行う必要性についての出入国在留管理庁の見解
  - g 死亡したスリランカ人女性の名誉・プライバシーを理由にビデオ等の開示が認められていない一方で、故人が詐病だったかのように捉えられていることに遺族が不満を訴えていることから、故人の名誉にとって何が大事なのかについて遺族の話を聞くべきとの考えに対する出入国在留管理庁の見解
  - h 責任者との面会を希望する遺族の思いに対する法務大臣の所感

**松平浩一君（立民）**

- (1) 外国人の基本的人権
  - ア 我が国の憲法第3章に規定する基本的人権の外国人に対する保障の態様
  - イ 憲法第18条が規定する人身の自由の外国人に対する保障の有無
  - ウ いわゆるマクリーン判決において示された在留に関する外国人の権利についての見解
  - エ 入管法における全件収容主義は憲法第18条の人身の自由に反しないか否かについての出入国在留管理庁の見解
  - オ 国際的な外国人の人権保障の枠組みの変化及び様々な国際人権条約の締結というマクリーン判決後の時代の流れを踏まえた、外国人の人権及び在留資格の在り方についての法務大臣の認識
- (2) 国連の恣意的拘禁作業部会による移住者の自由の剥奪に関する改定審議結果第5号
  - ア 改定審議結果第5号については法的拘束力がないことから対応の要否は各省庁に任せるとの4月23日の当委員会での答弁と、恣意的拘禁作業部会の見解を考慮し適切な措置をとること等を他国に呼びかける2016年9月30日付け国連人権理事会決議の共同提案国に我が国がなっていること及び人権理事会の理事国に立候補した際に特別手続において有意義で建設的な対話をするのと約していることとの整合性についての外務省の見解
  - イ 改定審議結果第5号については関係省庁に対する情報提供を行う必要があると外務省が判断したことの確認
  - ウ 法務省における改定審議結果第5号パラグラフ25及び26の検討の有無
- (3) 国連人権理事会の「移民の人権」の特別報告者などによる入管法改正案に関する書簡の公開を受けて、抗議ではなく建設的な対話をする必要があるとの考えに対する法務大臣の見解

**寺田学君（立民）**

- (1) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
  - ア 詐病等の疑いを指摘した箇所と「仮放免してあげれば良くなるのが期待できる」とした医師の所見は一連一体のものであるとしておきながら、後者のみ中間報告に載せなかった理由についての出入国在留管理庁の見解
  - イ 上記アについての法務大臣の見解
- (2) 難民認定手続

- ア 過去に法務省の政務レベルの判断で難民認定を拒否した事例の有無
- イ 難民認定のためには客観的な証拠が不可欠か否かについての出入国在留管理庁の見解
- ウ 上記イについての法務大臣の見解
- エ 仮に自身が難民の立場に置かれ、受けた迫害について突然説明を要求された場合に取り得る対応についての法務副大臣の見解

### 階猛君（立民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 遺体と一刻も早く対面したいとの遺族の要望に応えるために入国時において水際対策の例外措置を認めるなどの柔軟な対応を執ることが可能か否かの確認
- イ 選手を優遇する水際対策の実施や本件死亡事案の発生など、人間の尊厳の保持や差別の禁止等をうたったオリンピック憲章にもとる事案が起こる我が国で、オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する意義
- ウ 東京大会は人間の尊厳の保持や差別の禁止を世界に知らしめるオリンピックにすべきとの考えに対する法務大臣の見解
- エ 入管施設における被收容者の死亡事案
  - a 入管施設で死亡事案が繰り返し発生している理由についての法務大臣の見解
  - b 上川法務大臣の3回の在任期間中における病気や自殺を原因とする死亡者の数
  - c 反省や教訓を活かさないため死亡事案が繰り返し発生することに対する責任についての法務大臣の見解
- オ 当該女性の仮放免不許可の判断
  - a 当該女性が仮放免運用方針にある「收容に耐え難い傷病者」には当たらないと名古屋出入国在留管理局が判断したことの確認
  - b 緊急搬送時の血液検査で多数の異常値が検出されるなど即入院すべきレベルの病状にあった当該女性を「收容に耐え難い傷病者」ではないとした名古屋出入国在留管理局の判断について検証する必要性
- カ 当該女性の收容中のビデオ記録
  - a 遺族の了承を前提に国会議員へビデオ記録を開示することの可否についての法務大臣の見解
  - b 中間報告の取りまとめに関わった第三者による当該ビデオ記録の視聴の有無
  - c 第三者は当該ビデオ記録を見ることができると国会議員には秘密会でも見せられないとする理由
  - d 第三者は当該ビデオ記録を見ることができると国会議員や遺族には見せられない合理的理由
- キ 本件死亡事案の検証を行う第三者の人選
  - a 当該第三者は、出入国在留管理庁と関わりがある入国者收容所等視察委員会の現委員や元委員から選任し、名前も公表しないこととしたのは法務大臣の指示によるものか否かの確認
  - b 当該第三者の人選は法務大臣の指示ではないことの確認

### 藤野保史君（共産）

(1) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 2月22日の医師の診療以降3月4日までの間、スリランカ人女性に医師の診察を受けさせていない理由
- イ 1月22日以降、スリランカ人女性に血液検査を行ったか否かの確認
- ウ 血液検査等の結果を知らせた1月28日以降、スリランカ人女性に血液検査を行ったか否かの確認
- エ 入国者收容所等視察委員会の現委員や元委員が本件事案について調査を行う外部の第三者として

の適格性を有するか否かについての法務大臣の見解

オ 外部の第三者の身元並びに出入国在留管理庁と当該第三者との契約締結の有無及び契約内容の確認

- (2) 本法案における入管収容施設の被収容者の処遇に関する規定が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の条文に酷似している理由
- (3) 本法案が入管収容施設において刑事収容施設と同じ処遇を可能とするものとなっていることの妥当性についての法務大臣の見解

**串田誠一君（維新）**

- (1) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

ア 出入国在留管理庁が行っている同事案に関する調査の中間報告及び最終報告が誰に対して何のために作成されているのかについての確認

イ 当該スリランカ人女性の収容中のビデオを国会議員に開示できないとする理由

ウ 同ビデオを開示できない理由として国会議員の質疑によって入国者収容施設に保安上の危険が発生する可能性を挙げることは不当であるとの考えに対する法務大臣の見解

エ 同事案に関する検証の最終報告がなされた後においてビデオを開示する必要性についての法務大臣の見解

オ 保安上問題となる部分を処理してビデオを開示する必要性

- (2) 親による子の連れ去り

ア 「child abuse」の訳語

イ 「abduction」の訳語

ウ 我が国が親と子を簡単に引き離す国と諸外国から見られることについての法務大臣の見解

- (3) 名古屋出入国在留管理局におけるスリランカ人女性の死亡事案に関し、刻々と体調を悪化させている時期の当該女性の状況が改正後の入管法第54条に規定する健康上の理由により収容を一時的に解除することが相当とする場合に該当するか否かについての出入国在留管理庁の見解

**高井崇志君（国民）**

- (1) 新型コロナウイルス変異株に対する水際対策

ア 1日平均約2,000人の入国者に対するフォローアップの状況

イ 約2,000人の入国者のうち、状況確認のメールに対し位置情報を付して返信する者の割合

ウ 位置情報確認アプリにログインした人の割合

エ フォローアップが不十分な現状の水際対策では変異株の流入を防ぐことができないのではないかとの考えに対する法務大臣の見解

- (2) 監理措置

ア なんみんフォーラムが実施したアンケートで支援者等の9割が監理人になれない・なりたくないという回答したことを踏まえると、監理人のなり手不足により監理措置制度は成り立たないのではないかとの考えに対する法務大臣の見解

イ 被収容者が監理人に対する依頼費用を負担できず監理人を見つけられない場合、長期収容されることはやむを得ないとの考えに対する法務大臣の見解